

毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

号外第三十一号

令和八年
九月一日

火曜日

目次

○令和八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

公
告

◎ 令和八年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、
令和八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第
二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のと
おり公表する。

令和八年九月一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一五・二二ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八三・四六ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四一・九一ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一〇・五九ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、七一八・八九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一五五・三九ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	三・八九ヘクタール
鰍沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇四九・三六ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五三五・一二ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二五・五二ヘクタール
多摩川上流土砂流出防備保安林	一九・〇四ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一、一〇八・四〇ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一五一・三二ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一六・八三ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一五七・七一ヘクタール